

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に基づき、京都先端科学大学(以下「大学」という。)における公的研究費の管理、運営及び監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とするものである。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び地方公共団体等の配分機関から配分される競争的資金を中心とした研究資金をいう。

2 この規程において「配分機関」とは、大学に対して、公的研究費を配分する文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人(日本学術振興会)をいう。

3 この規程において「研究者」とは、公的研究費を使用する研究に携わる全ての教員及び客員研究員等をいう。

第2章 大学内の管理・運営責任体制

(最高管理責任者)

第3条 大学の公的研究費の管理・運営について最終責任と権限をもつ者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知しなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、研究・連携支援センター長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、管理・監査の実施基準を全学に周知徹底するとともに、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関するコンプライアンス研修会の開催などの方策を講じなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 大学の各学部における公的研究費の運営管理について実質的な責任と権限をもつ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長をもって充てる。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者の下、公的研究費の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担うコンプライアンス推進副責任者を置き、各学部にも所属する研究・連携支援センター運営委員をもって充てる。

(コンプライアンス推進事務責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者を補佐し、公的研究費に関する事務全般を行い、公的研究費の執行を担当するコンプライアンス推進事務責任者を置き、研究・連携支援センター室長をもって充てる。

(防止計画推進部署)

第8条 最高管理責任者の下に、不正防止計画の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する防止計画推進部署を置き、財務課を充てる。

(研究者、大学構成員の責務)

第9条 研究者、職員その他大学の全構成員は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、誠実に研究費を管理し執行しなければならない。

2 公的研究費の管理・運営に関わる研究者及び職員は、コンプライアンス研修会に参加しなければならない。

3 公的研究費の使用に関わる研究者及び職員は、所要の誓約書を提出しなければならない。

第3章 不正使用の調査体制

(調査の要否の判断・配分機関への報告)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の管理に関わって、不正の通報を受け又は不正の疑いが生じた場合、大学評議会の意見を聴き、30日以内に調査の要否を判断し、その判断結果を配分機関に報告しなければならない。

(調査委員会)

第11条 最高管理責任者が調査の必要があると判断したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会は、通報者及び通報・疑惑対象研究者と直接の利害関係を有しない者で、最高管理責任者が指名する次に掲げる者をもって構成する。

(1) 調査委員長

(2) コンプライアンス推進責任者のうち 1名

(3) 同副責任者のうち 1名

(4) 弁護士又は公認会計士 1名又は2名

3 調査委員会は、公的研究費に関する不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等の調査を行い、調査結果を最高管理責任者に報告する。

(調査に関する最高管理責任者の責務)

第12条 最高管理責任者は、調査の実施に際して、調査方針、対象、方法等を配分機関に報告し、協議しなければならない。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、配分機関に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、進捗状況を報告しなければならない。

4 最高管理責任者は、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの資料の提出又は現地調査の要請に応じなければならない。

第13条 最高管理責任者は、調査委員会の報告に基づき、不正の有無、不正に関与した者、関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、不正通報の受付から210日以内に最終報告書を配分機関

- に提出しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合には、調査の中間報告書を配分機関に提出しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、不正事案の調査結果を公表しなければならない。調査結果の公表内容には、不正に関与した者の氏名、不正の内容、大学が行った措置の内容、調査委員の氏名、調査の方向・手順を含めなければならない。
- 4 最高管理責任者は、必要に応じて調査期間中、対象となっている研究費の使用を停止することができる。
(懲戒等の措置)
- 第14条 公的研究費の管理に関わって、不正が認定された大学所属員には、学園・大学職員就業規則により懲戒その他の措置を行う。
第4章 不正防止体制
(不正防止)
- 第15条 最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。
(不正防止計画の推進)
- 第16条 統括管理責任者は、公的研究費の不正な使用を発生させる要因を把握し、関係部門と連携・協力して不正防止に努めなければならない。
第5章 研究費の適正な執行
(関係法令等の遵守)
- 第17条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令及び当該研究費の執行基準のほか、関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱われなければならない。
(適正な執行管理)
- 第18条 コンプライアンス推進責任者は、定期的に予算執行状況を把握し、研究計画の遂行状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。
- 2 物品購入及び出張旅費並びに臨時職員の雇用等は、学園内諸規定に準じて適正に執行しなければならない。
- 3 コンプライアンス推進事務責任者は、納品検収及び臨時職員の勤務実態の確認など、研究費の執行に関する管理をしなければならない。
(納品検収)
- 第19条 購入物品の物品検収を確実に実施するため、検収担当者を置かななければならない。
- 2 検収担当者は、納品伝票(納品書)等と現物を照合のうえ、納品伝票(納品書)等に所定の検収印を押印しなければならない。
(会計処理)
- 第20条 公的研究費の執行及び事務処理は、学園会計規程その他の関係諸規程の定めにより行う。
(不正関与業者への対応)
- 第21条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、取引停止その他の措置を執らなければならない。
第6章 通報及び相談窓口等
(通報窓口)
- 第22条 公的研究費の不正行為に関する研究者からの申告又は大学内外からの通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)を総務課に置く。
- 2 通報窓口が通報を受け付けたときは、当該通報の内容等を整理確認したうえで、当該通報を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
(相談窓口)
- 第23条 公的研究費の使用の適否及び事務処理に関する相談を受け付ける窓口を研究・連携支援センター事務室に置き、研究遂行を適切に支援する。
(外部公表)
- 第24条 公的研究費の不正への取り組みに関する大学の方針等の外部への公表は、研究・連携支援センター事務室が行うものとする。
第7章 内部監査
(内部監査)
- 第25条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについて内部監査を実施するため、最高管理責任者の直轄的な組織として、内部監査部門を置く。
(組織)
- 第26条 内部監査部門は、学校法人永守学園内部監査室をもって充てる。
- 第27条 内部監査室は、公的研究費の適正管理のためのモニタリングの確認・検証並びに作成した監査計画に従った監査及び随時リスクアプローチ監査を実施する。
- 2 内部監査の周知及び実施に当たって、内部監査室は、コンプライアンス推進責任者と協議し、又は学園監事及び監査法人会計人と連絡・連携して行うものとする。
第8章 その他の公的な研究費
- 第28条 この規程は、公的研究費以外の最高管理責任者が指定するその他の公的な研究費に準用する。
第9章 規程の改廃
- 第29条 この規程の改廃に当たって、学長は教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。
第10章 雑則
- 第30条 この規程を実施するための細目は、別に定める。
附 則
この内規は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この改正は、平成24年4月1日から施行する。(組織の再編による改正)
附 則
この改正は、平成26年11月1日から施行する。(文部科学省のガイドライン変更に伴う改正)
附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。(内部監査室の設置に伴う改正)

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。(規程対象に地方公共団体からの研究費追加)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(学校法人名の変更による改正)